

## 此花区次世代育成支援推進委員会設置要綱

制 定 平 22.11.17

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法の基本理念に基づき、大阪市特定事業主行動後期計画を推進するため、此花区次世代育成支援推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 仕事と子育ての両立支援プランに基づく取組における具体検討や実施状況の把握・点検を行う。
- 3 「次世代育成支援推進委員会」への検討・実施状況の報告。

### (組織)

第3条 委員会は、所属人事担当課長を委員長とし、別表で定める委員で組織する。

- 2 委員会は、委員長が委員を招集して行う。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務課において行う。

### (施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	担 当 ・ 補 職
委 員 長	此花区人事担当課長
委 員	総務課 政策共創課 地域サポート課地域サポート担当 地域サポート課安全サポート担当 窓口サービス課住民情報・戸籍担当 窓口サービス課保険年金担当 保健福祉課福祉担当 保健福祉課子育て教育担当 保健福祉課保健担当 保健福祉課生活支援担当 （所属推薦） 課長級職員 2名 係長・係員 4名